

神戸市内企業住宅手当等支援補助金交付要綱

令和6年6月13日 経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内企業の人材確保と定着、並びに若者の経済的負担の軽減を目的に実施する、神戸市内企業の住宅手当等に対する補助金の交付等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項に規定する中小企業者をいう。

2 この要綱において、中堅企業者とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 法人の場合は、神戸市内に登記簿上の本店（正社員の採用、社員の給与等勤務条件の決定権限を有する部署がない登記簿上だけ所在するものは除く。）を有する中小企業および中堅企業であること。個人事業主の場合は、主たる事業所を神戸市内に有する中小企業者および中堅企業者であること。

(2) 補助対象となる従業員（以下、「補助対象従業員」という。）に住宅手当（民間賃貸住宅に対する家賃補助に限る）を支給していること。または補助対象従業員の宿舍として民間賃貸住宅の居室を借り上げ、補助対象従業員に居住させていること。ただし、事業者が所有する居室は除くものとする。

(3) 神戸市税（法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者（非課税・課税免除・減免等となる者を含む。）

であること。

(4) 神戸市市税条例（昭和25年条例第199号）に定める市税の滞納および未申告がないこと。

(5) 雇用保険適用事業所及び労働者災害補償保険適用事業所であること。ただし、暫定任意適用事業に該当する場合は、この限りではない。

（不交付要件）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 補助金の交付を申請しようとする日から起算して過去1年間において、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表された者。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者。

(3) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員である者。

(4) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者。

(5) 暴力団等が経営に事実上参画している者。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者である者。

(7) 前各号に掲げる者の他、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者。

（補助対象従業員の要件）

第5条 補助対象従業員は、補助対象事業者に該当する企業に勤務する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 神戸市に住民登録していること。

(2) 神戸市内に所在する従業員本人名義で契約した民間賃貸住宅に居住し

- ていること、または補助対象事業者が提供する宿舎に入居していること。
- (3) 補助対象事業者に、正社員として雇用されていること。
 - (4) 申請年の1月1日において、雇用された日から3年未満であること。
 - (5) 申請年の1月1日において、30歳未満であること。
 - (6) 申請年の12月末日において、申請日と同じ市内企業に在籍していること。
 - (7) 補助対象事業者（法人にあってはその代表者）の2親等以内の親族でないこと。
 - (8) 補助対象事業者に雇用される以前に、本補助金を受給したことがないこと。
 - (9) 国又は地方公共団体が実施する本補助金に類する補助金を受給していないこと。

2 前項に該当する従業員のうち、別で定める加算対象地域に居住する者については、補助金の加算対象者（以下、「加算対象従業員」という。）とする。
（補助対象期間）

第6条 補助対象の期間は、申請年の1月1日から12月31日までとする。
（補助金の算定基準）

第7条 市長は、次の各号に掲げる基準により算出した額を補助金として交付することができるものとする。

- (1) 補助対象事業者が補助対象期間に、補助対象従業員に支給する住宅手当に2分の1を乗じた額で、月額上限は1万円とする。
 - (2) 補助対象事業者が補助対象期間に、補助対象従業員の宿舎として借り上げる居室にかかる賃借料から、補助対象従業員が本居室を使用するための費用として自己負担する額を控除した額に2分の1を乗じた額で、月額上限は1万円とする。
- 2 補助対象従業員が加算対象従業員である場合は、市長は、次の各号に掲げる基準により算出した額を補助金として交付することができるものとする。
- (1) 補助対象事業者が補助対象期間に、補助対象従業員に支給する住宅手当に3分の2を乗じた額で、月額上限は1万4千円とする。
 - (2) 補助対象事業者が補助対象期間に、補助対象従業員の宿舎として借り上

げる居室にかかる賃借料から自己負担額を控除した額に3分の2を乗じた額で、月額上限は1万4千円とする。

3 前2項に規定する額は、補助対象従業員が支払う賃借料から住宅手当を控除した自己負担額または補助対象事業者が提供する宿舎にかかる自己負担額を上回らないものとする。

4 前3項に規定する額の申請年の合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 市長は、前4項の規定により算定した金額の合計が本補助金の予算を超過する場合は、補助金の額を減額して交付又は交付しないことができる。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助金規則第5条に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書

(2) 宣誓・同意書

(3) 意向確認書

(4) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第9条 市長は、補助金規則第6条に基づき申請内容の適格性等について審査を行い、要件を満たすことが確認できた場合は、補助金の交付決定を行う。ただし、申請者の申請が交付要件を満たさないおそれがある場合は、次の各号の対応を行う。

(1) 申請者に対して、交付要件を満たすことが確認できる書類等の提出の依頼(以下「不備修正依頼」という。)を行い、必要に応じて事情聴取及び立入検査等を行う。申請者は、不備修正依頼を受け次第、該当する書類を速やかに市長に提出する。また、事情聴取及び立入検査等に協力する等の対応(以下「不備修正」という。)を行う。

(2) 申請者から提出された申請情報等が外形的に本要綱に定める内容を満たしたとしても、交付要件を満たさないおそれがあると認める場合には、

申請者に対して、市長が必要と認める書類（以下「追加証憑」という。）を速やかに提出することの依頼（以下「追加証憑提出依頼」という。）を行うことができる。また、必要に応じて事情聴取及び立入検査等を行うことができる。申請者は、追加証憑提出依頼を受け次第、交付要件を満たすことが確認できる追加証憑を速やかに市長に提出する、また事情聴取及び立入検査等に協力する等の対応を行う。

(3) 申請者の申請が交付要件を明らかに満たさないと認める場合には、前第1号及び第2号の規定にかかわらず、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことなく、申請者に対して、期限を定めて、申請の取下げを依頼し、又は第11条に基づき不交付を決定することができる。

(4) 不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行ったにもかかわらず、申請者による速やかな不備修正又は追加証憑提出が行われなかった場合には、申請者に対して、期限を定めた不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことができる。期限内に申請者から交付要件を満たすことが確認できる不備修正又は追加証憑が提出されなかった場合には、第11条に基づき不交付決定をすることができる。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定に基づき補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の不交付）

第11条 市長は、第9条に規定する審査を経て、申請者の申請が交付要件を満たさないと判断した場合（提出された基本情報等が真正なものではないと判断した場合を含む。）又は交付要件を満たすことが確認できないと判断した場合には、補助金規則第6条第3項に基づき補助金の交付が不適當である旨

を次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助事業等の変更等)

第12条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書又は補助事業中止（廃止）承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 事業の実施状況がわかる書類で市長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第14条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書により、速やかに補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により交付額の確定を行ったあと、速やかに補助

金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助金規則第19条第1項に規定するもののほか、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(1) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。

(2) 神戸市市税条例(昭和25年条例第199号)に定める市税を滞納したとき。

(3) 宣誓・同意書に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(個人情報の収集)

第17条 補助事業者が、本補助金の交付申請を行うにあたって、補助対象従業員の個人情報を収集しようとするときは、補助対象従業員の同意を得なければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。